

石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12
 友泉本石町ビル 3階
 石島公認会計士事務所
 (03)3275-1311
 発行責任者 石島慎二郎

2023年12月号

令和6年1月から変わること ～贈与編

贈与税が変わる

お金をあげる、無償でモノをあげるといった行為には贈与税がかかります。全部に贈与税がかかっては贈り物もできなくなってしまいますから、年間で受け取る額が110万円までは非課税とされています（暦年課税）。

110万円の範囲内であれば贈与税はかからないのですが、贈与した人が亡くなった（相続が発生した）場合、死亡前3年以内に贈与したものは相続財産とみなされ、財産を相続する人に相続税がかかります。一方で死亡前3年よりも前に贈与した分は相続税の対象にならないわけですから、相続税対策として早くから毎年110万円以内の贈与を始めようという人が多かったのです。

ところが、これまで死亡前3年以内のものを遺産に加えることにされていましたが、今後は最長で死亡前7年以内のものと規定されました。下図のように、令和6年1月から段階的に延びることになりますが、かなりさかのぼって課税されるので相続税対策として利用しづらくなったといえます。

贈与年	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
相続年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年
2024 R6年		3年										
2025 R7年		3年										
2026 R8年			3年									
2027 R9年				3年								
2028 R10年				3年		3年						
2029 R11年				3年			3年					
2030 R12年				3年				3年				
2031 R13年				3年					3年			
2032 R14年				3年						3年		

従来の3年（灰色部分）に加え、オレンジ色部分が段階的に延長され、最長（令和13年以降に相続発生する場合）で7年の持ち戻しになる。

相続時精算課税も変わる

上記の暦年課税とは別に、贈与税には「相続時精算課税」という制度もあります。相続時精算課税は、届け出すれば累計で2500万円まで非課税となるものです。暦年課税と異なり、毎年250万円の贈与を10年繰り返してもいいですし、一発で2500万円の贈与を行っても非課税となります。

ただし、相続が発生した場合、届け出以降に贈与した分をすべて相続財産に持ち戻さなければなりません。さらに一度相続時精算課税を選択すると暦年課税に戻すことができないため、利用する人があまりいなかったのです。

それが、令和6年1月から、相続時精算課税制度にも毎年110万円の基礎控除が創設されました。しかもこの基礎控除内の部分については、暦年課税のように7年の持ち戻しが無いという強力なものです。このメリットにより、人気のなかった相続時精算課税は、一躍注目を集めることになったのです。



ではどちらがよいかと言うと…

同じ110万円の基礎控除でも暦年課税では最長7年もの持ち戻し、一方の相続時精算課税制度では持ち戻しが無いとなれば、俄然後者が良い、と思えそうなものですが、一概には言えないのです。

というのは、暦年課税は死亡前（最長）7年超に贈与した部分については相続財産から完全に外すことができるため、早くから実行しておけばなお有力な相続税対策となり得ます。一方の相続時精算課税では、基礎控除110万円を超える部分について、制度を選択してからすべての贈与財産が持ち戻し対象となるため、どうしても相続財産から外すことはできなくなるのです。

毎年110万円以下の贈与であれば、相続時精算課税制度が有利です。しかし、それを超える贈与については、どちらが有利か計算しようとしたら、相続が発生する時期から逆算してみるしかないのですが、亡くなる時期は誰も知り得ないので不可能なのです。財産の量、贈与対象、相続発生時期などを仮定し、見込みでシミュレーションするしかないのが難しいところです。一長一短ある二つの制度、今後贈与するうえでは慎重に考えていきましょう。

(文章 石島慎二郎)

暦年？
精算？？



ノベルティ配布済み

≪12月28日(木)より1月4日(木)まで、年末年始休業とさせていただきます≫



没入せよ 没入せよ

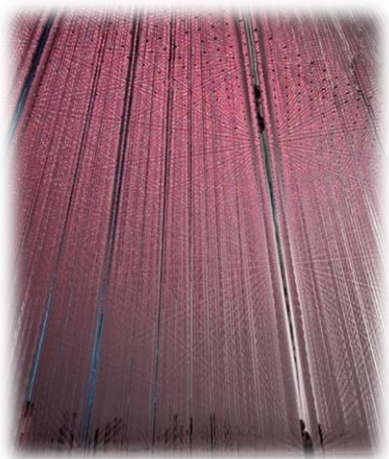


文章:市村渚

あっという間に、寒い季節となり、気付けばもう年末です。今年中にしたいこと、やらなければいけないこと…たくさんあるのではないのでしょうか？本当に忙しい！バタバタしたくない！現実逃避したい！ということで、先日、早速、誰よりも先に、現実逃避してきましたので、少しだけお付き合いいただけたらと思います。

<チームラボプラネッツ>

チームラボプラネッツは、東京の豊洲にあり、アートコレクティブ・チームラボによる4つの巨大な作品空間と、2つの庭園からなる「水に入るミュージアムと、花と一体化する庭園」です。裸足になって、作品の中に入り込む、圧倒的な没入感が特徴のアートミュージアムです。2023年9月には「ワールド・トラベル・アワード」の「アジアを代表する観光名所 2023」に認定されました。中国の万里の長城や、カンボジアのアンコール寺院などが候補に挙げられていた中で受賞したそうです。今、世界的にも注目されていて、実際に行ってみても、日本人よりも外国の方が多く、こちらが海外旅行をしているかのようでした。館内は広く、作品は場所ごとに異なった素材の壁や床で囲われた廊下で繋がっています。作品の数が多いので、今回は特に印象的だったものをいくつかご紹介します。



<The Infinite Crystal Universe>

点描を光の集合で表現した作品です。無数のライトが上から吊るしてあり、天井も床も壁もすべてが鏡張りになっているので、どこまでも続いているような錯覚になります。光の色や動きのパターンもいくつかあり、きれいなだけでなく、光に吸い込まれそうな迫力がありました。アプリをダウンロードすると、光を操れる機能があり、自分の好きな光の種類を選択して飛ばすと、部屋全体の光の様子を変化させることができるのも楽しみの一つです。

<人と共に踊る鯉によって描かれる水面のドローイング>

膝下ほどのお湯が池のように広がっていて、水面には映像の様々な色の鯉が泳いでいます。この鯉に体が触れると、季節の花々となって散っていきます。季節によって、花が変わるので、次の季節を楽しみに、また訪れたいくなります。最近、新しく、光と水で飾られた、隠し部屋のような場所ができたので、ぜひ探してみてください。光の粒の輝きがとてもきれいでした。



<Floating in the Falling Universe of Flowers>



ドーム状の天井に、四季の花々が次々と流れていく作品です。その場に寝そべったり、座ったり、鑑賞の方法は自由です。天井は高く、遠いはずなのですが、手を伸ばしたら届きそうなほどの迫力がこちらの作品にもあります。春夏秋冬、それぞれの花が流れていきますが、切れることなく繋がりががあるので、いつの間にか、目の前で季節が巡っていきます。ただ、見入ってしまうので、出るタイミングを失います…こちらでもアプリと連動していて、アプリを使用すると、花と一緒に天井に舞う蝶を放つことができます。

<Floating Flower Garden>

ここは、これまでの場所から外に出て、鑑賞する作品です。空間が上から吊るされた花で埋め尽くされているのですが、不思議と人がいる場所には花は降りて来ません。移動すると元いた場所にはゆっくりと上から花が降りて来ました。これまでは、映像でしたが、ここでは本物の花が使われています。花で囲まれている空間なので、香りが良く、自然に癒されるエリアでした。



今回は、一部しかご紹介できませんでしたが、他にも魅力的な作品がまだまだあります。また、2024年2月上旬には、麻布台ヒルズにも、違った作品でオープンするようになるので、今から楽しみです！忙しい時期ではありますが、そんな時こそ、思い切って、息抜きに非日常体験をして、心も体もリフレッシュしてみてもいかがでしょうか？おすすめですよ！！